

フリースクールなど民間の相談・指導施設との連携の一層の充実に向けて①

北海道教育庁学校教育局
義務教育課子ども地域支援グループ

平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を踏まえ、教育委員会・学校においては、多様な教育機会を提供しているフリースクール等の民間団体と密接な連携を図りながら、多様な教育の機会の確保に努めることが求められています。

平成 28 年 9 月 14 日付けの文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方」では、「不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICT を活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること」が示され、特に義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断するように示されています。また、平成 30 年 9 月 14 日に公表された「遠隔教育の推進に向けた施策方針」においても、不登校児童生徒に対する ICT 等を活用した学習機会の充実が示されています。

■ 不登校児童生徒に対する ICT 等を活用した学習機会の充実

小・中学校段階の不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行う場合、在籍校の校長は、**一定の要件***を満たす場合に、**指導要録上出席扱い**とすること、及びその学習成果を評価に反映することができます。(平成 30 年 9 月 14 日「遠隔教育の推進に向けた施策方針」)

※「**一定の要件**」については、平成 17 年 7 月 6 日付文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」において次のように示されています。

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- ② ICT や郵送、FAX などの通信方法を活用した学習活動であること
- ③ 訪問等による対面の指導が行われること
- ④ 計画的な学習プログラムであること
- ⑤ 校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- ⑥ 学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること

- 【留意事項】
- ・出席扱いすることが不登校の悪化につながらないこと
 - ・個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセスの防止の指導を行うこと
 - ・専門家以外の者が対面指導を行う場合には、事前の研修等を行うこと
 - ・出席扱いとすることができる日数は規定等の作成により判断する 等

関係者が連携し自宅で ICT 等を活用した学習活動の取組例

◆家庭と学校との連携

- ・不登校の状況の改善に向け「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して学校・保護者・関係機関等で相談し、学校外の施設の民間事業者提供の ICT 等による学習活動を行うこととし、進め方等を確認（上記①⑥）
- ・相互の訪問や面談で経過の確認や相談を実施（上記①）
- ・教員が定期的に訪問し学習状況を確認（上記⑤）

◆家庭と民間事業者との連携

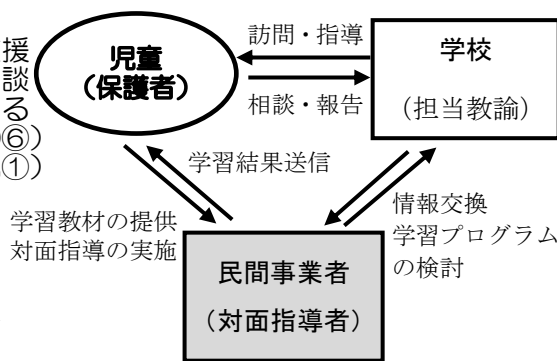
- ・家庭と民間業者で ICT 等による自宅で学習する日時、対面指導を行う日時を調整（上記②④）
- ・民間事業者は学習教材を提供し、学習結果の返信を受けるとともに、対面指導を実施（上記②③）

◆学校と民間事業者との連携

- ・児童の状況に応じた学習プログラムを民間事業者が学校の教育課程を参考に策定（上記④）
- ・民間事業者は児童の学習状況を学校に報告し、今後の指導計画や学習内容を検討（上記⑤）

◆関係者間の連携

- ・学校、民間事業者、保護者で、定期的に ICT 等による学習活動と出席扱いの在り方について検討
- ・学習活動に応じて、教員の家庭訪問や児童の登校時に教員による学習指導の実施、自宅での遠隔教育や e ラーニングシステム、他の民間事業者が提供する学習教材の活用について検討



道内のフリースクールの活動事例を紹介します

取組 1

フリースクール&フリースペース 「くるみの森」

帯広市西 21 条南 3 丁目 15-26

- 運営方針：
 - 学校への行きづらさを抱える子どもや自宅以外の落ち着いて過ごすことのできる場所を求める子どものための「居場所」を提供する。
 - 個に応じた学習サポートの他、家族や指導者以外の大人との触れ合いや社会経験の機会を増やす。
- 指導対象：
 - 学校に行きづらさを抱えている小学生、中学生、高校生（いずれも本人の同意が条件）
- 指導形態：通所
- スタッフ：指導員 3 名（元教員等）、高校生や大学生等のボランティア
- 指導内容：
 - 指導方針：十分に面談等を行い、子どもの関心・意欲等の状況に応じた教科と体験の学習プログラムを提供
 - 教科学習：教科書や学校で使用したプリント、その他の教材を用いた学習や運動
 - 体験学習：ボランティア体験、社会見学、自然・農業・木工・調理体験
- 費用：入会金 3,000 円、指導 1 回につき 2 時間まで 1,000 円、2 時間以上 2,000 円（1 回 2 時間～ 8 時間）
- 学校との連携：在籍校へ書面や口頭で児童生徒の活動や指導状況を報告
担任や学校関係者の訪問を受けてコンサルテーション（相談・協議）を実施
家庭が学校に相談しやすくするための支援（面談・メール）
- ホームページ：<http://wewtokachi.sakura.ne.jp/>



道内の民間の相談・指導施設の活動事例を紹介します

取組 1 不登校児童生徒の保護者(家庭)への相談・支援

不登校児童生徒の保護者（家庭）の多くは、子どもへのかかわり方や将来についての疑問や不安を抱え、悩みながら、日々、子どもの自立に向けた取組を進めています。

学校や教育委員会では、保護者がスクールカウンセラーや相談員等と気軽に相談できる体制を整え、保護者の状況に応じた課題意識を共有して一緒に取り組むなど、保護者に寄り添った支援の充実に向けた取組が進められています。

道内のフリースクール等の民間施設においても、保護者（家庭）の状況を踏まえた様々な支援の取組が進められています。その中で、「フリースクール&フリースペース『くるみの森』」を運営する「WEWとかち」では、メールや面談による日常的な相談への対応のほか「不登校を語る親の会『時熟』」を運営し、不登校の児童生徒の保護者同士が悩みを語り合う場を設定したり、不登校に関する講演会や研修会等を開催したりしています。

不登校児童生徒の保護者が孤立し、不安を抱え込まないように、学校や教育委員会、民間施設等の関係者が相談者として、保護者と共に支援の在り方を考えていくことが大切です。

※各施設が開催する相談会等の情報は、各施設のホームページ等で確認することができます。

各施設のHPは道教委のHP「フリースクールなど民間の相談・指導施設一覧」のリンクから閲覧できます。※下記QRコードまたはアドレス等を参照

- 北海道教育委員会では次のような情報をHPに掲載しています。
 - ・ 連携している道内フリースクールなど民間の相談・指導施設の一覧（施設のHPにリンクしているものもあります）及び活動事例
 - ・ 北海道教育委員会のフリースクールなど民間の相談・指導施設への支援に関する情報
道教委HP <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/freesc/index.htm>
《子ども地域支援グループHP [道教委 フリースクール](#)

